

令和2年（行ウ）第54号 託送料金認可取消請求事件

原告 一般社団法人グリーンコープでんき

被告 国

(処分行政庁 経済産業大臣)

準備書面 5

令和4年2月14日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小 島 延 夫



同 代理人弁護士

北 古 賀 康 博



同 代理人弁護士

篠 木 潔



同 代理人弁護士

馬 場 勝



被告第5準備書面について、原告は次の通り反論する。

第1. はじめに

原告の準備書面2において詳述した通り、「処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処

分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。」と最高裁平成25年判決は、判示している。

原告準備書面2「第3.2」及び本準備書面「第3.2」のとおり、本件の場合、託送供給契約の相手方からすると、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされることとなったといえるのであり、処分の法的効果として財産権につき制限を受けるのである（原告準備書面2・7頁～8頁）。

そして、重要なのは、処分の名宛人である九州電力送配電は、本件変更認可処分により賠償負担金と廃炉円滑化負担金を小売電気事業者から回収する立場に立たされるのみであって、その支払いをさせられるのは小売電気事業者であるということである。

本件変更認可処分によって、処分の名宛人である九州電力送配電は何らの権利の制限を受けないのである。むしろ、本件変更認可処分は、小売電気事業者が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を負担することを実質的に定めることになる。

仮に被告が主張するように、託送供給等約款においてはじめて賠償負担金と廃炉円滑化負担金を負担することが定まるのであれば、そもそも、電気事業法施行規則（以下「規則」という）も、一般送配電事業者が賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払うべきとすべきであって、その負担額を小売電気事業者に課すかどうかは一般送配電事業者の任意の決定による仕組みとなっていたはずである。しかし、現実にはそうになっていない。

このことからして、被告の主張を合理的に基礎づける事実がないことは明らかである。

以上のとおり、原告は、処分の名宛人以外の原告が本件変更認可処分による効果としてその財産権が必然的に制限される地位に立たされるのであるから、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、本件変更認可処分により自己の権利を必然的に侵害されるおそれのある者として、本件変更認可処分の取り消しを求めるにつき法律上の利益を有する者にあたり、行政事件訴訟法 9 条 2 項を持ち出すまでもなく、原告には原告適格が認められる。

このように、本来、本件では、行政事件訴訟法 9 条 2 項を持ち出すまでもなく、原告には原告適格が認められるが、念のため、行政事件訴訟法 9 条 2 項に基づいて分析した場合でも、原告には原告適格が認められることを以下に述べる。

第 2 行政事件訴訟法第 9 条 2 項に基づく検討

1 根拠となる法令の規定

被告は、電気事業法（以下「法」という）第 18 条 1 項に基づき、処分の名宛人を九州電力送配電として、一般送配電事業者と小売電気事業者との間の託送供給等約款変更認可処分を行っている。そこで、法をみるに、同法は、託送供給等約款変更認可処分を行うための基準として、同条 3 項を定めており、その第 1 号は「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」と定め、第 3 号は「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。」と定めている。

2 法令の趣旨及び目的

そこで、これらの処分基準の趣旨（保護法益）を考察するに、法の

目的は、「電気事業の運営を適正かつ合理的ならしめること」を通して「電気の利用者の利益を保護」するとともに、「電気事業の健全な発達を図る」ことと定める（法1条）。この目的規定を正確に理解するためには、平成26年改正後の趣旨・制度を理解しておかなければならない。

法は、平成26年改正前は、一般電気事業者と需要者（最終利用者）という二当事者構造に基づき、供給約款（法の平成26年改正まで存在していた、一般電気事業者と需要者（最終利用者）の間の契約関係を律する供給約款のこと、一般送配電事業者と小売電気事業者の間を規律する託送供給等約款とはまったく別のもの）に基づく電気の供給がなされていた。

しかしながら、法の平成26年改正による電力小売事業の全面自由化により、電気事業者間の競争を促進することが採用され、電気事業の構造は、従前の「一般電気事業者及び需要者」という2当事者構造から、「小売電気事業者、一般送配電事業者及び需要者」という3当事者構造に変化した。そして、平成27年改正においても一般送配電事業者（従前、地域独占をしていた大手電力会社）に対して小売電気事業又は発電事業の兼業を禁止し行為規制の強化を行うことで、上述の電気事業者間の競争促進を確保することが強化された。

そのため、平成26年改正以降の電気事業法においては、上記3当事者構造のもと、電気事業者間の適正な競争環境が確保され、終局的に「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」が図られることを目的としている（乙11号証「2020年度版 電気事業法の解説」・44頁参照）。

法が、託送供給等約款に関して経済産業大臣が審査をする認可制度（法18条）を設けたのは、一般送配電事業者が小売電気事業者に対

しその優越的な地位を用いて電気料金に不適正な原価、利潤を乗せて請求することや、不明瞭な料金額の算出により利益を得ようとすることを防ぐことを想定しているのであり、小売電気事業者の保護をはかり、それを通して「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」を保護しようとしたものである。

従って、法は、「電気の利用者の利益の保護」と「電気事業の健全な発達」を図ることを最終的な目的としつつ、その前提条件として小売電気事業者にとっての「電気事業の運営」が「適正かつ合理的」に実現されることもまた目的としており、一般送配電事業者から小売電気事業者に対する不適正な託送料金の請求からの保護を目的としているといえる。そのため、経済産業大臣が変更認可処分を判断する処分基準である「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」（第1号）、「料金の額の算出方法が適正かつ明確に定められていること。」（第3号）についても、一般送配電事業者によって託送条件が託送供給等約款によって歪められないよう、小売電気事業者保護の観点から検討されなければならないものである。

3 害される利益の内容及び程度

託送供給等約款の変更認可処分によって、①一般送配電事業者は託送供給契約の相手方に対し賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課す権限を有するという効果を有し、②規則により一般送配電事業者は賠償負担金と廃炉円滑化負担金を「回収できる」ではなく「回収しなければならない」とされていることからして、一般送配電事業者が任意で賠償負担金と廃炉円滑化負担金を回収しないと行ったことや、その金額を交渉することは一切想定されず、託送供給契約の相手方に対し一律に適用されることが予定されている（乙第11号証「2020年度版

電気事業法の解説」・176頁～177頁。)

そうすると、経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給等約款の変更の効果が発生し、当該一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは、変更後の託送供給等約款がただちに適用される。そのため、託送供給契約の相手方からすると、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされることとなったといえる。

そして、小売電気事業者は、規則45条の21の4及び同45条の21の7によって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を継続的に課せられる地位に立たされるのである。仮に規則45条の21の4及び同45条の21の7が法に基づかないのであれば、そもそも託送供給等約款の変更認可処分が違法であり、原告を含めた小売電気事業者は法律の根拠を有しないにもかかわらず、規則により直接的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に継続的に立たされる。仮にこれを当事者訴訟や債務不存在確認訴訟の手段によって問うことがあったとしても、それを行う場合には、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされる小売電気事業者とそうでない者とが混在し、法が想定する「電気事業の運営を適正かつ合理的」にすることは図られないのであるから、当該地位は変更認可処分を取り消さない限り、その権利を救済する手段はないのであって、法も処分の取消訴訟によってその救済を図ることを想定している。

この点、被告は、法1条にある文言のみを取り上げ、法の保護法益が最終使用者（需要者）の利益のみであると論難する。

しかしながら、これは、法の平成26年改正後以降の制度及びその趣旨を見落として、従来 of 制度のままの議論を展開するものである。

上述のとおり、法の平成26年改正により、電気事業は、小売電気事業者を含めた3当事者間構造によって成立するものである。そして、託送供給等約款はまさに、小売電気事業者と一般送配電事業者間を規律するものであり、経済産業大臣においては、単に「需要者保護」という大上段の目的だけでなく、電気事業を担う小売電気事業者の一般送配電事業者からの保護という観点も当然にその処分基準の根底に存在する。

4 原告について原告適格を基礎づける事実

九州電力と、丸紅新電力株式会社（以下、「丸紅新電力」という。）、原告他2社は、平成28年（2016年）6月30日、九州電力を託送供給者、丸紅新電力、原告他2社を託送受給者とする、接続供給兼基本契約（以下、「本件接続供給契約」という。）を締結した（甲第5号証・接続供給兼基本契約書）。この契約は、当時の託送供給等約款に基づくものである。

本件接続供給契約は、託送受給者4名の代表契約者を丸紅新電力として、丸紅新電力、原告他2社と九州電力の間の五者間契約とするものであり、九州電力が原告らに対して行う接続供給に関して、そのサービス内容、料金算定、支払方法等を定めたものである。その後、九州電力は、2020年（令和2年）4月1日に、その契約上の地位を九州電力送配電に移転し（甲第7号証）、本件接続供給契約は、丸紅新電力、原告他8社の10社と九州電力送配電の間の契約となっている。

したがって、原告は、九州電力送配電との間の本件接続供給契約により、託送供給等約款が適用されており、結果、小売電気事業者として賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に必然的に立たされているのであるから、「法律上の利益を有する者」に該当し、原告

適格を有する。

第3 被告の主張に対する反論

1 「財産権」の内容について（「第1」及び「第2.1」に対する反論）

被告は、原告の「財産権」の内容を、「託送供給の料金に賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を上乗せされない権利」や「託送供給の料金を当初の契約で合意した金額で固定して変更されない（少なくとも値上げする方向で変更されない）権利」のような九州電力送配電に対する請求権を想定して論難する。

しかしながら、財産権は、憲法第29条1項で保障されているとおり、請求権としてではなく、獲得した財産を固有のものとして保有する権利（理由なく侵害されない権利）として存在するのである。現に、納税義務訴訟においても、財産権を「権利」として認めており（最高裁判所民事判例集60巻1号65頁）、その調査官解説においては次のとおりの記載がなされている（甲第16号証・73頁）。

「第二次納税義務者は、主たる課税処分が違法である場合には、それによって自己の財産権を侵害され、一方、主たる課税処分の全部又は一部が取り消された場合には、納税義務を免れ、又はこれが軽減されることとなるのであって、第二次納税義務者は、主たる課税処分の取消しによって自己の財産権を回復すべき直接的かつ具体的な「法律上の利益」を有している。」

このように、最高裁において「財産権」は原告適格を基礎づける「権利」とされており、そうである以上は、被告が主張する立場に立ったとしても、本件は最高裁平成25年判決の射程に当然に入る。

2 本件変更認可処分の法的効果（「第2.2」に対する反論）

被告は、本件変更認可処分のみによって一般送配電事業者が小売電気事業者から賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金を回収することができるようになるわけではない旨を主張する。

しかしながら、従前主張したとおり、託送供給等約款の変更認可処分によって、①一般送配電事業者は託送供給契約の相手方に対し賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課す権限を有するという効果を有し、②規則により一般送配電事業者は賠償負担金と廃炉円滑化負担金を「回収できる」ではなく「回収しなければならない」とされていることからして、一般送配電事業者が任意で賠償負担金と廃炉円滑化負担金を回収しないといったことや、その金額を交渉することは一切想定されず、託送供給契約の相手方に対し一律に適用されることが予定されている（乙第11号証「2020年度版 電気事業法解説」・176頁～177頁。「託送供給等約款は、小売電気事業者等に対し一律に適用される供給条件を定めた定型約款であり、小売電気事業者等は当該約款に拘束されることとなる」）。

そうすると、経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給等約款の変更の効果が発生し、当該一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは、変更後の託送供給等約款がただちに適用される。そのため、託送供給契約の相手方からすると、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされることとなったといえるのであるから、本件変更認可処分による法的効果によって原告はその財産権を制限される地位に立たされる（原告準備書面2・7頁～8頁）。

以上